

# 特別支援教育を推進するための親のパートナーシップの在り方

## — 小学校における親の学習支援ボランティアの実践と課題 —

長 澤 正 樹

### I 問題

「今後の特別支援教育の在り方（最終報告）」（文部科学省，2003）により，我が国の障害児教育も統合教育の理念に沿って展開していくことが示された。統合教育とは，障害のある児童生徒が地域の学校（幼稚園から大学までを含む）の通常の学級で教育を受けることが当たり前であり，権利であるという考え方である。さらに，単に同一の環境で教育を受けるのではなく，児童生徒のニーズにあったカリキュラムや教育サービスの提供を前提としている（長澤・滝川，1998）。長澤・滝川（1998）は統合教育推進の条件を以下にまとめた。

- ① 通常学級担当教師プラス特殊教育担当の専門教師による学級運営（教員の可配）
- ② 適正な通常学級の児童生徒数（クラスのダウンサイジング）
- ③ 児童生徒一人一人の特性にあった教育を実施するための教員の資質向上と訓練（研修会の開催，専門性のある教員養成）
- ④ 専門家による知識や技術の提供（スクールコーディネーター，学校心理士，臨床心理士，医師，ソーシャルワーカーなど）
- ⑤ 教師間の協力とチームティーチングの推進（多様な指導形態）
- ⑥ 物理的環境条件の整備（スロープの設置など子どもの特性にあった教室の整備）
- ⑦ 教育を受ける権利などのアドボカシー（擁護活動）
- ⑧ 統合教育を推進する財源の確保などの行政による強力なバックアップ（補助金交付方式の見直しなど）
- ⑨ 保護者とのパートナーシップ（連携）

### ⑩ 校内の協力体制，管理職の積極的参加（校内委員会の設置）

この中で①の教員の可配は特に重要であり，多くの教員が望んでいる（緒方・大城，1995；長澤・滝川，1998；長澤・皆川，1999；長澤，2002）。担任以外の教員（職員）の役割として求められることは，授業補助（プリント問題の丸付け，教材の準備など），指導補助（技能教科のアシスト，授業にのらない子への対応など），安全管理補助（飛び出した子への対応，もしくは残された児童生徒への対応など）などが考えられる。担任以外の教員とは主に空き時間の教諭をいうが，教諭以外では介助員，学習補助員などが知られている。アメリカではParaprofessionalという職員が知られており，イギリスではTeaching Assistant（以下，TA）という職員が，専門家のスーパーバイズのもとで個別学習指導を担当している\*。これらの職員を配置するためには財政面での支援が必要であるが，現在の我が国の制度では，このような職員を通常の学級に配置する制度は整備されていない。

そこで新潟大学教育人間科学部は新潟市教育委員会との連携事業として，学校教育課程（教員養成コース）の学生を新潟市内の小中学校に派遣する学習支援ボランティア制度を導入した（新潟大学教育人間科学部，2005）。平成16年度は，総計101人の学生が新潟市立の小・中・養護学校，総計46校に派遣され，授業補助や指導補助を担当し多くの成果を上げた\*\*。このように学生による支援は有効であるが，大学がない地域では学生による支援は事実上不可能である。

そこで注目されるのが，親と学校のパートナーシップである。「特別なニーズ教育に関するサラモンカ声明と行動大綱」は統合教育を世界中で認め展開する声明であるが，「親と学校とが協働作業により連携して子どもを育てることの必要性，親による子どもの教育施策の選択権，親の学校教育への参加を奨

励、政府による親のパートナーシップの推進」など、学校と親とのパートナーシップについても認めている(窪島, 2002)。また、「今後の特別支援教育の在り方(最終報告)」でも、親の会との連携を推奨するなど、親と学校のパートナーシップを深めていくことを勧めた。さらに、長澤(2003)は親の会が主催する事例検討会に教師の参加を求めた事例を通して、親と教師と一緒に指導計画を作成し指導することで子どもが新たな行動獲得できたという成果を報告し、親と学校との協働作業による支援の重要性を述べた。

親による学習支援の例として、イギリスのTAが知られている。TAは専門家のスーパーバイズのもとで個別学習指導を担当したり、SENCo(SENコーディネーター)の手伝いもする。しかし、我が国でPTA活動などで、親が学習支援を実施した研究報告は見られない。

そこで、親が小学校通常学級の学習支援を実施している新潟市立笹口小学校の実践を紹介する。さらに、担当職員に対するインタビュー結果から、親が学習支援ボランティアとして通常学級の学習支援を実施する場合の課題と条件を考察する。

## II 方法

### 1. 調査方法

新潟市立笹口小学校に直接訪問し、教頭先生から以下の4点について、インタビュー形式で説明を求めた。記録者は長澤と研修生の2名であった。

- (1) 学習支援ボランティア制度導入の経緯
- (2) 学習支援ボランティア制度の内容
- (3) 学習支援ボランティア制度の効果
- (4) 学習支援ボランティア制度の問題点と今後の課題

### 2. 学校の実態

新潟市立笹口小学校は新潟駅の東、商用地域に位置し、児童数381名(平成17年5月1日現在)であった。地域の特性上、会社員の家庭がほとんどで、およそ70%程度が転勤のある会社関係に勤務していた。

## III 結果

### 1. 学習支援ボランティア導入までの経緯

平成14年9月、新潟市生涯学習課の事業として「ほっとハウス笹口」がオープンした。校区におけ

る生涯学習活動の普及と児童の健全育成及び地域と学校の連携(交流)が目的であった。場所は笹口小学校の空き教室を利用し、平日9時から17時まで使用できる公民館事業である。主に地域のサークルが利用したが、校舎内に開設したため児童が休み時間に利用者とふれあう機会ができ、利用者と児童との交流が深まった。やがて、学校側からの授業補助の依頼にも即時に応えることができ、学習支援が始まった。その後児童補助業務が独立し、平成16年度から学習支援ボランティア制度として開始した。

## 2. 学習支援ボランティア制度の内容

### (1) コーディネーター

ほっとハウス笹口は運営委員会(地域住民による構成)による自主運営である。そのなかのコーディネーターは、事業運営補助、施設管理(校舎内の巡視を含む)、児童の活動への支援などを担当するボランティアスタッフである。この中の児童の活動への支援を目的とした活動が学習支援ボランティア制度である。

### (2) 手続き

学習支援ボランティアの希望者は応募用紙(図1)に必要事項を記入し、ほっとハウス笹口もしくは小学校教務室に提出することで登録される。平成17年6月時点で登録者は57名であった。登録者はパソコンのデータベースソフトにより管理され、各項目ごとにシステム化され、教師は必要な人員を即時に選択することができる。

また、児童のプライバシーの守秘義務などを説明し、誓約書への署名を求めた。

### (3) 内容

スタッフに期待される活動は、①学習講師(子どもへの講話や指導)、②学習指導補助(子どもの活動支援や指導補助)、③安全管理(子どもの引率事業や監視補助)、環境整備(学習環境等の整備)の4種類であった(図1)。特に利用が多い活動は、習字、総合的な学習の中の英語などであった。特殊な例として、外国国籍で日本語が理解できない児童への日本語の指導や、軽度発達障害の児童への学習支援も実施した。

平成17年度は毎週平均16時間、延べ人数20名の参加があった。4年生以上の利用が多かった。

経費は全くかからない(無償)。

## 学習支援ボランティア応募用紙

ボランティア可能な事項に、いくつでも○印をお付けください。

学習講師（子どもへの講話や指導）			
書写（硬筆・習字）		読み聞かせ	稲づくり
地域の昔を語る		戦争体験講話	昔の遊び
福祉体験講話		音楽（器楽）指導	道徳的な講話
英会話指導		オセロ指導（クラブ）	将棋・囲碁指導（クラブ）
手話指導（クラブ）		ゲートボール指導（クラブ）	野球指導（部活動）
サッカー指導（部活動）		ミニバス指導（部活動）	
学習指導補助（子どもの活動支援や指導補助）			
音読指導		算数（ものさし学習）	算数（図形全般）
理科実験		花の種プレゼント	小動物飼育
栽培活動		菜園（植物）管理	合唱指導
合奏指導		ピアノ伴奏	鍵盤ハーモニカ指導
リコーダー指導		絵画指導	版画指導
家庭科手縫指導		家庭科ミシン指導	調理実習
体育（器械運動）		英会話指導	国際理解・文化
コンピュータ指導		作業プリントチェック	図書館活動
保健室活動			
安全管理（子どもの引率補助や監視補助）			
街探検引率		社会科見学引率	写生時引率
マラソンコース監視		プール監視	部活動監視
校内巡視支援		集団下校時支援	
環境整備（学習環境等の整備）			
清掃活動支援		花壇整備	中庭整備
遊具等の整備			

笹口小学校学習支援ボランティアに登録いたします

ご芳名 \_\_\_\_\_

ご住所 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

図1 学習支援ボランティアの活動内容（学習支援ボランティア応募用紙）

### 3. 学習支援ボランティア制度による効果

#### (1) 児童の反応

はじめは親が教室にいることに対して怪訝そうな顔をしていたが、自然にかかわりが増え、自発的に話をする児童が増えた。ボランティアスタッフの支援により学習理解が進むことを理解し、喜ぶ姿が多く見られた。

#### (2) 親の反応

はじめはこのような制度の導入に対して、自分の子どもの学力などが他人に知られることなどへの懸念を示す親も見られた。しかし、そのような懸念への対応（ガイドライン、誓約書）もあり、親からの苦情は見られなかった。むしろ、子どもが高く評価してくれることにより、この制度を理解する親が増えた。

ボランティアスタッフの意見として、知らない親同士が仲良くなれる、他の子どものようすがわかることにより、自分の子どもをよく見るようになった、などが得られた。

#### (3) 教師の反応

すべての教師がこの制度に賛成していたわけではない。しかし、利用してみて便利であることに気づくと、賛成し利用する教師が増加した。

### 4. 学習支援ボランティア制度の問題点

最も懸念されたのが個人情報の扱いであった。子どもの学力や能力が他人に知られてしまうことが問題である。

この制度の主旨と内容をよく理解していない親も見られ、さらなる説明の場が必要である。

## IV 考察

### 1. 笹口小学校学習支援ボランティア制度の成功の理由

#### (1) 地域交流事業の先行

成功の理由として、いきなり親に学習支援を依頼するのではなく、地域住民が地域資源である学校を活用する事業が先に導入されたことが考えられた。さまざまなサークルが空き教室を活用することにより、学校と地域との交流が生まれた。その過程で地域住民が学校に対して何らかの支援ができることに気づき、自然に支援を拡大することができた。そのために学習支援ボランティア制度を学校側も親も比

較的受け入れやすかったのではないか。

#### (2) 豊富な人材

次に学習支援ボランティアスタッフを希望する親がたくさん応募し、登録したことがあげられた。地域の特性上専業主婦が多く、「ほっとハウス笹口」のコーディネーターへの登録から始まり、学習支援ボランティアへもスムーズに活動を広げていくことができたと思われた。

#### (3) ガイドラインの導入

新しい制度や活動に対して、とかく親や学校関係者は慎重になる。現在では学校に対して、事故やトラブルが起こったときの責任を追求される傾向がいつそう強くなっている。この事業では、個人情報などの流失などの想定されるトラブルを未然に防ぐため、ガイドラインを作成し誓約書に署名を求めたことが有効だったと思われた。

## 2. 学校と親とのパートナーシップによる学習支援ボランティアの導入に必要な条件

笹口小学校の実践から、学校と親とのパートナーシップにより、親がボランティアで通常学級の児童生徒に対する学習支援を実施する場合の条件について考察した。

#### (1) 地域との交流と地域住民による学校支援への意識向上

今回の調査結果で印象的だったことは、最初から学習支援ボランティア制度を検討し実施したということではないことである。特別支援教育に関心が高まっているとはいえ、特別支援教育に関する正しい理解と認識が一般市民にまで浸透しているとは言い難い。特別支援教育の理念（すべての子どもを通常学級で教育することを基本と考えること）や、学習困難を示す児童生徒が高い割合で在籍し（長澤・皆川, 1999）、学習支援のための教師が不足していることなどの現状を十分理解していない場合では、保護者に学習支援を要請しても賛同を得ることはむずかしい。そのような場合、総合的な学習や行事などの学習活動に地域の支援を要請し、その実績と成果から地域で学校を支援する態度を形成していくことが現実的であろう。よって、支援対象を特別な支援が必要な児童生徒に限定せず、学校の教育活動全体を支える制度として導入を検討することが望ましいと考える。

## (2) 保護者への説明責任とガイドライン（マニュアル）の作成

新たな制度には、導入する側に十分な説明責任を果たす義務がある。なぜこの制度が必要か、この制度を導入することによって子ども・教師・保護者にとってどんなメリットがあるのか、この制度の導入にどれだけのコスト（人的負担など）がかかるのか、想定されるトラブル（個人情報の流出など）などを、具体的に議論し、その結果を公開することが必要である。さらに制度が効率よく運用されトラブルを未然に防ぐためには、運用のためのガイドラインを作成すべきである。その内容としては、制度の趣旨、運用の手続き、運用規定、スタッフの役割と責任などが考えられる。

## (3) ボランティアスタッフの役割の明確化

### ① ボランティアスタッフの役割の明確化

古田島・長澤（2005）は、教員免許のない介助員がADHDの児童への指導を直接担当し、問題行動が悪化した事例を報告した。このことから、介助員や補助教員に対応が困難な子どもに対応させるなど専門的な指導を担当させることには問題がある（Giangreco, 2005）。ボランティアの役割には、すべての親ができる学習支援、取得している資格や免許でできる支援、特技を生かした支援など、教員の資格がないスタッフができる支援などが考えられる。効果的な役割の遂行のために学習支援ボランティアスタッフの役割を特定化することが大切である。

### ② 想定される主な役割

学習支援ボランティアに期待され、実施可能な役割は図1のような内容が考えられる。さらに、特別な支援が必要な児童生徒の学習支援として、学習支援ボランティアが期待される役割の例は次の通りである。

#### 1) 学習指導補助

一斉指導による授業中は机間巡視をして支援が必要な児童を適宜支援する。授業のまとめの時間帯に、教師は課題プリントを全員に配布する。ボランティアスタッフはできた児童生徒の課題プリントを点検する。その間教師は支援が必要な児童生徒に対して個別に指導する。学習に著しい遅れのある児童生徒の個別指導は、基本的には教師（教諭）が担当すべきである。

#### 2) 注意欠陥多動性障害（以下、ADHD）や高機能自閉症の児童生徒の問題行動への対応

ADHDや高機能自閉症の児童生徒が示す問題行

動に対しても、基本的には教師が対応すべきである。もっとも良くないのは、学習支援ボランティアスタッフをこのような児童生徒の専属にすることである。授業中の問題行動への基本的指導として、以下の方法が考えられる。

ア) 教師は授業中のルールを提示し、対象児童生徒に確認を求める

イ) 教師はルール違反に対して警告し、それでも指示に従わないときはタイムアウトさせる

ウ) タイムアウトしたとき、学習支援ボランティアは児童生徒を落ち着かせ（注意や説教はしない）、約束を確認する

エ) 約束が言えたときはすぐに教室に復帰させる

ただし、問題行動といっても教室からの飛び出しや暴力など様々な問題行動があり、対応方法は様々ではない。それぞれのケースに応じてチームで対応を検討すべきである（長澤, 2005）。しかし、どんなときでもボランティアスタッフに過大な役割を依頼してはならない。

#### (4) 活動内容に関する研修会（説明会）の開催

(3)とも関連するが、ボランティアスタッフの役割について事前の説明会が必要である。ガイドライン（マニュアル）にスタッフの役割を明記しているが、説明だけではわかりにくい役割や十分な知識・意思疎通が必要な活動がある場合には、単なる説明会に終わらずに時間をもうけて研修会を開催することが望ましい。

#### (5) ボランティアスタッフの効率的な運用

集めたスタッフを効率よく配置し、仕事をしてもらわなければ制度の意味がない。データベースソフトでスタッフを管理し、使用を希望する教員が必要な人材を即座に検索できるよう工夫する必要がある。使う側がスムーズにスタッフを選択できることで、ボランティアの活用頻度が増加することが期待される。活用が少なくなればボランティアスタッフの希望が減少し、制度そのものが危うくなる。

#### (6) 個人情報の守秘義務と管理

教室に教師以外の人間が立ち入ることによって懸念されることは、児童生徒に関する個人情報の流出である。親が学習支援で授業に参加することにより、児童生徒個々の学力や人間関係、行動特性が他の親

にも知れ渡る可能性が生まれる。そのために学習支援ボランティアで知り得た個人にかかわる情報は、どんな情報でも他者に話してはいけない。そこで、これらを具体的に規定するルールを設け文書にし(ガイドライン)、誓約書に署名を求めることが望まれる。「あの子はしょっちゅう先生に注意される」「片づけが遅くていつも最後になっている」など、ささいなできごとであっても、決して他者に話すべきではない。

インタビューの最後に教頭先生が、「この事業があることにより、他校にない安心感が感じられる。地域交流の輪が広がることのありがたさ、うれしさを感じている」と話された。校舎内の安全まで脅かされている我が国の教育現場にとって、この制度が単に学習の支援だけではなく、教育の根本的な支援にもなっていることに気づかされた。

**謝辞:** この調査に協力していただきました、新潟市立笹口小学校森龍憲教頭先生に、心より感謝申し上げます。

## 文献

Giangreco, M. F., Yuan, S., McKenzie, B., Cameron, P. & Fialka, J. (2005) "Be Careful What You Wish for...": Five reasons to be concerned about the assignment of individual paraprofessionals. *TEACHING Exceptional Children*, 37(4), 28-34.

窪島務 (2002) 特別なニーズ教育に関するサラマンカ声明と行動大綱。SNE学会 (編), 特別なニーズと教育改革。クリエイツかもがわ, 301-324.

古田島恵津子・長澤正樹 (2005) 同級生への暴言や

暴力に対して自己評価法とソーシャルストーリーを使った指導。長澤正樹・関戸英紀・松岡勝彦 (著), こうすればできる: 問題行動対応マニュアル - ADHD, LD, 高機能自閉症, アスペルガー障害の理解と支援。川島書店, 111-128.

長澤正樹・滝川国芳 (1998) : 交流教育の実際と統合教育に対する小学校教師の意識 - 新潟市における調査 -。新潟大学教育人間科学部紀要, 1(1), 1-10.

長澤正樹・皆川幸子 (1999) 通常の学級に在籍する障害のある児童の支援に関する研究。新潟大学教育人間科学部紀要, 2(1), 15-20.

長澤正樹 (2002) 学習障害のある児童への支援事業に対する小学校教師の意識。新潟大学教育人間科学部紀要, 5(1), 55-5.

長澤正樹 (2003) 学習障害のある子どもへのセルフマネジメントの指導 - 親の会が主催する検討会議による個別の指導計画の作成と評価。発達障害支援システム学研究, 1(2), 43-50.

長澤正樹 (2005) 問題行動への基本的な対応。長澤正樹・関戸英紀・松岡勝彦 (著), こうすればできる: 問題行動対応マニュアル - ADHD, LD, 高機能自閉症, アスペルガー障害の理解と支援。川島書店, 9-25.

新潟大学教育人間科学部 (2005) 新潟大学教育人間科学部年報

文部科学省 (2003) 今後の特別支援教育の在り方 (最終報告)。

<http://www.mext.go.jp/b-menu/shingi/chousa/shotou/018/toushin/030301.htm>

\* <http://www.timeplan.com/main>

\*\* <http://www.ed.niigata-u.ac.jp/>